

宇佐市告示第196号

平成28年度宇佐市総合運動場古代ふれあい広場遊具設置工事（設計・施工）簡易公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

平成28年10月3日

宇佐市長 是永修治

1. 工事概要

(1) 工事名

平成28年度宇佐市総合運動場古代ふれあい広場遊具設置工事

(2) 発注方式

本工事は、企画・提案により遊具の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

(3) 工事概要

- ①既存木製複合遊具撤去工事（基礎撤去を含む） 一式
- ②複合遊具設置工事（基礎工、組立・設置工） 一式
- ③複合遊具設置に伴う整地工事（必要に応じて） 一式

(4) 工期

契約締結日の翌日から平成29年2月28日（約100日間）

(5) 施工場所

宇佐市大字川部（宇佐市総合運動場古代ふれあい広場内）

(6) 総工事価格（上限額）

金6,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(7) 設置予定遊具

複合遊具 1基以上

2. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 平成28・29年度宇佐市建設工事競争入札参加資格者名簿に、「とび・土工・コンクリート工事」かつ「機械器具設置工事」又は「造園工事」の工種で登録されている者。
- (3) 平成28・29年度宇佐市建設工事競争入札参加資格者名簿に九州内に本店、支店又は事業所を有する者として登録されている者で、平成18年度以降当該公告日前までに請負金額500万円以上の複合遊具を設置した実績（下請負人として設置した実績は除く。）を有する者とする。なお、共同企業体として有する実績については、当該共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として元請け契約し、設置した実績に限る。
- (4) (一社)日本公園施設業協会に加盟している事業者であり、SP認定製品を設置できる者であること。
- (5) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にある（一社）日本公園施設業

協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者を配置できること。

- (6) 参加申込者と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にある主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する「とび・土工・コンクリート工事」かつ「機械器具設置工事」又は「造園工事」の業種の主任技術者をいう。)を配置できること。
- (7) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成17年宇佐市告示第106号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)
- (10) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. その他

別添の実施要領による。

4. 実施要領等の配布場所

市ホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.city.usa.oita.jp/>

5. 担当課

宇佐市経済部文化・スポーツ振興課 スポーツ振興係

電話：0978-32-1111 (内線685)

FAX：0978-32-1272

E-mail：sports04@city.usa.oita.jp